

出雲市監査委員告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく
随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告
書を別紙のとおり公表します。

令和5年（2023）3月23日

出雲市監査委員 神 門 三千夫

出雲市監査委員 射 場 かよ子

出雲市監査委員 保 科 孝 充

監 査 第 204 号
令和5年(2023)3月23日

出 雲 市 議 会 議 長 様
出 雲 市 長 様

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 保 科 孝 充

令和4年度(2022)出雲市随時監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施しましたので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和4年度(2022)出雲市随時監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の対象（令和4年度定期監査対象部局において施工中の工事から選定）

荘原小児童クラブ改修建築工事（子ども未来部 子ども政策課）

3 監査の着眼点

（1）設計に関する事項

- ① 設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ② 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。
- ③ 工期の設定は適切に行われているか。
- ④ コスト削減意識を反映した設計となっているか。

（2）積算に関する事項

- ① 積算基準、積算資料等の整備状況及びその運用は適切に行われているか。
- ② 歩掛及び単価は適正か。また、歩掛及び単価は、施工の条件等を的確に反映しているか。

（3）施工に関する事項

- ① 工事施工計画は適切か。施工計画書及び工程表は整備されているか。
- ② 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。
- ③ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。また、その記録は整備されているか。
- ④ 現場の安全管理は適切に行われているか。
- ⑤ 工程管理及び品質管理は適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象工事の所管部局に対し、関係書類及び監査調書の提出を求めるとともに現地調査を実施し、事務調査及び実地監査を行い、また、関係職員からの説明聴取を行った。

なお、工事の技術的専門知識が必要であるため、協同組合 総合技術士連合へ技術調査を委託し実施した。

5 監査の実施場所及び日程

- （1）実施場所 出雲市監査委員事務局
- （2）日 程 令和4年11月1日から令和5年3月23日まで

6 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 神 門 三千夫
出雲市識見監査委員 射 場 かよ子
出雲市議選監査委員 保 科 孝 充

第2 監査の結果

指摘事項

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

注意事項

今回の監査の範囲において、注意する事項は認められなかった。

※指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするものであり、適時措置状況の報告をするよう求める。

- 1 法令（条例、規則その他の例規を含む。）に違反したものの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

※注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

第3 監査意見

技術調査を委託した協同組合 総合技術士連合の所見を踏まえ、今回監査対象とした工事の執行については、設計・契約・工事関係書類も含め、おおむね適正であると判断した。

なお、一部には更なる改善を検討すべき所見もあることから、これらを参考としながら、今後より適切な工事発注・施工管理をめざしていただきたい。

放課後児童クラブの設置・運営は、子どもの健全育成を目的とし、子育て世代を支える重要な子ども政策である。今後も入所希望者の的確な把握に努めるとともに、関係団体等とも協議しながら、安心安全なクラブ運営、施設環境整備に努めていただきたい。

≪協同組合 総合技術士連合の所見≫

1 総合所見

工事の関係書類の提示を求め、工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

出雲市の工事関係書類は、各受注者の設計・工事関係書類も含めて、適切に実施され整理ができていた。

なお、調査できた範囲内で判断/評価した事項についてはアンダーラインを付し、「改善検討事項…①」、「留意事項…②」、「意見…③」の3段階で記載した。

2 工事内容

当該工事の内容は、既存の児童クラブに隣接している現小学校倉庫を改修/増築して既存の児童クラブ内に取り込み接続することで放課後児童クラブの容積が増え、放課後児童クラブの運営が順調に進むものと計画したものである。

取り込んで滅失した現小学校倉庫施設に対しては、その代替えとして、倉庫新設工事を当該工事に含んでいる。

3 契約概要（※令和5年1月30日（調査日）時点）

| | | | | | |
|-----------------|--|--------|----|---------------|---|
| 工事名 | 荘原小児童クラブ改修建築工事 | | | | |
| 工事場所 | 出雲市斐川町神庭地内 | | | | |
| 財源区分 | 国庫補助率（R3国補正分5/6、R4当初分2/3） 県補助率（R3国補正分1/12・県単1/24、R4当初分1/6・県単1/12） 起債充当率（80%） | | | | |
| 設計/予定額(税込) | 28,457,000円/28,457,000円 | | | | |
| 契約額（税込） | 26,334,000円 落札率（92.5%） | | | | |
| 入札/契約方法 | 電子入札/事後審査型一般競争入札 | | | | |
| 契約日 | 令和4年10月13日 | | | | |
| 工期 | 令和4年10月14日～令和5年2月28日 | | | | |
| 請負業者 | 名称：有限会社 高橋工務店 住所：出雲市斐川町荘原 3968 | | | | |
| 前払金 | 10,530,000円 | 履行保証 | 0円 | | |
| 前払金保証証券 | 有 | 履行保証証券 | 無 | 建設業退職金共済掛金収納書 | 有 |
| 請負業者加入保険 | 法定外労災補償（建設共済等）、第三者賠償責任傷害任意保険/火災保険、建設工事総合保険 | | | | |
| 工事の進捗状況・調査日施工状況 | 令和5年1月30日現在 実施70%、計画60% 改修工事は外壁工事完了、倉庫新築工事は外壁工事がほぼ完了 | | | | |
| 工期変更 | 無 | | | | |
| 設計変更 | 内部解体後に軽量鉄骨梁が既設竣工図の位置と違っていたことによる移設 | | | | |

（1）入札前後に公表している入札関連情報

最低制限価格の計算方法はホームページで公表、予定価格は取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮して決定されるが、事後公表としている。

平成19年度から、応札者が入札額の目安をつけやすく、競争性・企業努力を促すことを目的にして、入札希望価格を事前公表している。

これは最低制限価格と予定価格の間にある値ともいえる。他の自治体ではあまり聞かない数値であるが、応札者にとっては非常に貴重な数値になると思われる。

(2) 建設業退職金共済組合制度

契約後1か月以内に発注者（元請業者）用掛金収納書を貼り付けた建設業退職金共済組合掛金収納届出書の提出を必須としている。何らかの理由で未加入の場合は、未加入の理由を記した掛金減免理由書の提出を求め、他の共済組合への加入証（写）等が添付されている。

下請業者の加入状況は施工体制台帳により確認している。未加入の場合は監督員が確認して指導しているとのことではあるが、全ての下請けの場合、理由書のみで不購入が許可されている。

下請業者が未加入の場合は、未加入の理由を記した掛金減免理由書の提出とともに、そのエビデンスとして、他の共済組合への加入証、自社退職金加入証等のコピー添付を求める必要があると考える。…②

また、工期内に数回は、証紙が添付された個人手帳のコピーと受け渡し簿の提出を受けて証紙添付数量を確認することも検討してみたい。…③

(3) 元請業者の付保及びその内容把握

請負業者賠償責任保険、火災保険、建設工事保険、法定外の労災保険等の付保の義務については、入札時の工事仕様書に添付している特記仕様書に明記されている。

この度の工事では、任意災害保険（被保険者が下請けを含む現場作業員全員を含む）に加入していることを確認した。監督職員は、受託業者の加入保険の詳細内容のコピーの提出を受けて、工事関係者、対象物に関して、適切な付保が得られていることを、工事開始時に確認していたことは評価に値する。

任意労災保険とは、最低限を保証する政府の労災保険の上乗せとして民間の保険会社から用意されているものである。法定労災保険では賄えない慰謝料、遺失利益を補償でき、正規、パートに限らず従業員を1人でも雇用している会社では必要不可欠な保険であり、元請け受注会社としては加入が必須である。

(4) 契約に必要な書類

契約書、内訳書、着工届、施工体制台帳、施工体系図、施工計画書、工程表、現場代理人届、監理技術者届、前払金保証、履行保証等は完備できている。監理技術者は監理技術者資格及び1級建築施工管理技士の有資格者であり適切である。

(5) 国庫補助等

工事費に関して、国庫及び県の合計補助率は以下の通りで、市負担分を軽減している。

| | 国、県の補助率 | 市の負担率 |
|-------|---------|-------|
| 令和3年度 | 23/24 | 1/24 |
| 令和4年度 | 22/24 | 2/24 |

(6) 工事の進捗状況

令和5年1月30日の計画進捗率は60%であるが、実際の進捗率は現在のところ70%程度であり、充分工期内に完成の予定である。

工期算定については類似施設の工期を参考にして設定している。

4 工事規模の概要

| | | |
|----------------|-----------|---------|
| ・ 荘原小児童クラブ増築 | (軽量鉄骨造) | 9.99㎡ |
| ・ 荘原小児童クラブ内部改修 | (〃) | 119.68㎡ |
| ・ 荘原小学校倉庫新築 | (木 造) | 23.00㎡ |
| ・ 荘原小学校倉庫新築 | (プレハブ造2棟) | 11.35㎡ |

5 書類調査による所見

(1) 着工前の書類調査

① 計画・設計

ア 設計方針

施設を利用しながらの施工となるため、利用者（児童と施設管理者）の支障とならないように、職員/児童の動線を考慮し、安全性や利便性に配慮した設計/仮設計画とする。

イ コスト縮減・効率化対策

児童クラブ占有面積の拡張については、新たに拡張するのではなく、既設建物に隣接する他組織の管理する倉庫を児童クラブ用に改修し、その代替えとして別敷地に他組織の管理する倉庫を新築することによりコストが縮減されている。

施設を利用しながら施工を行うことで、仮設建物の建設費が抑えられている。

小規模倉庫の構造を、プレハブ造とすることによりコストが縮減されている。

ウ 許容児童数とその専有面積の算定

既設の放課後児童クラブは、当初平成12年度（平成13年3月23日工事完了検査）に竣工した。

放課後児童クラブには、「生活の場」としての機能、「遊び等の活動拠点」としての機能、「静養」のための機能を備えた専用区画を設けることとされている。また、国の基準（放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第六十三号））では、その専用区画の面積は、児童1人につき約1.65㎡以上とされている。

出雲市では児童1人につき1.85㎡の基準を設けている。学習室、プレイルーム、静養室の全面積は160.280㎡であり、合計定員87人で除すると1.842㎡/人 \approx 1.85㎡/人 $>$ 1.65㎡/人 となる。

児童は学習室だけではなく専用区画全体で活動するので、学習室のみでの一人当たりの必要面積は想定していないとのことである。

② 工事に必要な技能士

特記仕様書で指定している通常の建築工事で必要とする技能士（左官、タイル、大工、鉄筋・型枠施工等）は、すべて資格者が確保されているとのことである。

③ 設計上の主たる準拠指針

以下のように適切である。

| No | 図書の名称 | 著者 | 発行年月日 |
|----|-----------------------------|---------|----------|
| 1 | 公共建築工事標準仕様書 | 国土交通省 | 令和4年度版 |
| 2 | 公共建築改修工事標準仕様書 | 国土交通省 | 令和4年度版 |
| 3 | 公共建築木造工事標準仕様書 | 国土交通省 | 令和4年度版 |
| 4 | 公共建築工事施工監理指針 | 国土交通省 | 令和4年度版 |
| 5 | 公共建築改修工事施工監理指針 | 国土交通省 | 令和4年度版 |
| 6 | 建築工事標準詳細図 | 国土交通省 | 平成28年度制定 |
| 7 | 建築基準法関係法令集 | 建築資料研究社 | 2022年版 |
| 8 | 消防関係法規集 | 近代消防社 | 2022年版 |
| 9 | 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計基準 | 国土交通省 | 令和3年度 |
| 10 | 出雲市福祉のまちづくり条例【整備基準】【望ましい基準】 | 出雲市 | 平成28年 |

④ 積算上の主たる準拠指針

以下のように適切である。

| No | 図書の名称 | 著者 | 発行年月日 |
|----|---------------|-----------|------------|
| 1 | 公共建築工事積算基準 | 国土交通省 | 令和4年改定 |
| 2 | 公共建築工事数量積算基準 | 国土交通省 | 平成29年改訂 |
| 3 | 公共建築工事内訳書作成基準 | 国土交通省 | 令和4年版 |
| 4 | 営繕工事設計標準単価表 | 島根県総務部営繕課 | 令和4年8月1日改定 |
| 5 | 建築コスト情報 | 建設物価調査会 | 令和4年7月5日 |
| 6 | 建築施工単価 | 経済調査会 | 令和4年7月5日 |
| 7 | 建設物価 | 建設物価調査会 | 令和4年7月5日 |

ア 単価・歩掛の無い場合の取扱・市場流通単価の把握と利用

専門工事業者3社から徴取した見積額の最安値に、実勢取引価格を考慮し、補正率を乗じた単価を採用している。

イ 数量算出・設計書の照査

設計業務委託による算出数量を確認し、発注時には設計担当課において照査を行っている。管理技術者/主任技術者とは別に照査技術者を配置し、積算数量書と設計書の照査を行っている。

(2) 着工後の書類調査

① 着工前調査

| No | 調査名称 | 調査内容 |
|----|------|--|
| 1 | 現地調査 | 施工に先立ち、現場代理人による現地調査を行い設計図と相違が無いかを確認している。 |

② 施工計画・工程管理

施工計画書としては、作成基準に則して必要事項を項目別に記述し、施工順序に従って、各工種の施工上の留意点を含めて記述している。

主たる工種として、以下がある。

| No | 工種別施工計画書名称 | No | 工種別施工計画書名称 |
|----|-----------------|----|--------------|
| 1 | 総合施工計画書 | 7 | 鉄骨工事施工計画書 |
| 2 | 仮設工事施工計画書 | 8 | 屋根及び樋工事施工計画書 |
| 3 | 解体撤去施工計画書 | 9 | 金属工事施工計画書 |
| 4 | 土・コンクリート工事施工計画書 | 10 | 塗装工事施工計画書 |
| 5 | 鉄筋工事施工計画書 | 11 | 内装工事施工計画書 |
| 6 | 木工事施工計画書 | | |

③ 産業廃棄物・捨土管理

| No | 必要書類 | As 殻 | Co 殻 | その他 |
|----|----------------|------|------|-----|
| 1 | 委託契約書(有/無) | 有 | 有 | 有 |
| 2 | 処分業許可証(有/無) | 有 | 有 | 有 |
| 3 | 収集・運搬業許可証(有/無) | 有 | 有 | 有 |
| 4 | 処分地・運搬経路図(有/無) | 有 | 有 | 有 |
| 5 | マニフェスト管理(有/無) | 有 | 有 | 有 |

| No | 必要書類 | 処分土 | 流用土 | その他 |
|----|----------------|-----|-----|-----|
| 1 | 処分土受入れ承諾書(有/無) | 無 | 無 | 無 |
| 2 | 受入れ地の登記簿(有/無) | 無 | 無 | 無 |
| 3 | 流用土の土質検定書(有/無) | 無 | 無 | 無 |

※建設発生土は少量であるため、場内処分としている。

④ 主たる使用材料の承諾願・試験・検査済証等

以下のように適切である。

| No | 使用材料 | 済/未済 | 試験・検査項目 |
|----|--------|------|-------------|
| 1 | プレハブ倉庫 | 済 | 仕様・寸法検査 |
| 2 | 木材 | 済 | 仕様・寸法・含水率検査 |
| 3 | 鉄筋 | 済 | 仕様・寸法確認 |
| 4 | 砕石 | 済 | 仕様確認 |
| 5 | コンクリート | 済 | 配合報告書確認 |
| 6 | 構造金物 | 済 | 仕様確認 |
| 7 | 鋼材 | 済 | 仕様・寸法確認 |
| 8 | 屋根板金材 | 済 | 仕様・寸法確認 |
| 9 | 外部建具 | 済 | 仕様・寸法確認 |
| 10 | 内装仕上げ材 | 未済 | 仕様・寸法確認 |

⑤ 主たる工種の段階確認管理

以下のように適切である。

| No | 工種 | 構造部位 | 目視／測定 | 確認内容 | 済/未済 |
|----|------|-----------|-------|-----------|------|
| 1 | 仮設工事 | 仮囲い、縄張、足場 | 目視・測定 | 位置・高さ確認 | 済 |
| 2 | 基礎工事 | 基礎 | 目視・測定 | 配筋・型枠・Con | 済 |
| 3 | 木工事 | 軸組 | 目視・測定 | 位置・寸法・金物 | 済 |
| 4 | 鉄骨工事 | 軽量鉄骨 | 目視・測定 | 寸法 | 済 |
| 5 | 建具工事 | 外部サッシ | 目視・測定 | 仕様・寸法 | 済 |
| 6 | 屋根工事 | 板金 | 目視・測定 | 納まり・寸法 | 済 |
| 7 | 内装工事 | 仕上げ材 | 目視・測定 | 仕様・寸法 | 未済 |
| 8 | 塗装工事 | 塗料 | 目視・測定 | 仕上がり | 未済 |

⑥ 主たる工種の出来形管理

出来形管理規定に基づいて、各工種について以下のように計測の必要な項目について実施されている。

| No | 工種 | 構造部位 | 確認内容 | 測定個数の基準 | 済/未済 |
|----|------|------|------|---------|------|
| 1 | 基礎工事 | 基礎 | 寸法 | 3ヶ所 | 済 |
| 2 | 鉄骨工事 | 軽量鉄骨 | 寸法 | 1ヶ所 | 済 |
| 3 | 木工事 | 軸組 | 寸法 | 1ヶ所 | 済 |

ア 各構造部位の測定

まず測定部位を特定し、「実測値と設計値の差<許容値」、或いは適切な対象物のサイズ・名称の確認と、測定値の目視判断ができる写真が必要と考える。…③

⑦ 主たる品質管理

品質管理規定に基づく主たる部位の試験・検定は以下のように適切に実施されている。

| No | 工種 | 構造部位 | 確認内容 | 試験・検査個数の基準 | 済/未済 |
|----|--------|----------------|------|------------------------------|------|
| 1 | コンクリート | 基礎、基礎立ち上り土間、腰壁 | 強度 | 公共建築工事標準仕様書 3本(標準)、3本(水中) | 済 |

⑧ 写真記録管理

国が定めている営繕工事写真撮影要領には、出来形管理、品質管理に利用する際の別途規定はなく、状況写真に関する規定となっている。必要としている枚数も少なく、また、写真を出来形管理、品質管理に利用するための記述もない。

一方、各施工段階での撮影写真は、施工後に見えなくなる部位を含めて、施工の良否判断根拠となり、特に出来形管理、品質管理に写真を利用する場合に必要とされるのは「対象部位の全体状況写真」、「詳細部分確認のためのアップ写真」である。

このことから、以下の項目を留意して、異なる対象部位ごとにサイズ/露出を最適に定めた、鮮明な記録写真が必要ではないかと考える。

1. 撮影した部位の位置、方角が現物と照合して直ぐ確認できる。
2. 構造材料寸法の設計値と実測値対比の状況が容易に判読できる。
3. 位置・部位・測定結果・状況の説明をしている。…③

6 現場施工状況調査における所見

(1) 工事施工状況

現場では先ず現場事務所でこれまでの工事写真、安全管理状況記録を閲覧した。

工事写真は殆ど全てが上述の通り状況写真であり、特に測定結果の記録写真では計器や黒板の

数値は殆ど読み取れなかった。…③

安全管理記録では月ごとの安全会議は出席者の氏名記録が必要であり、請負会社の内部から派遣された安全パトロールでは指摘事項も無く、やや関心が薄れているように思われる。…③

建設業許可票、労災保険成立票、施工体制/体系図等の標識は、一般市民の目からは遠く、掲示位置を改善していただきたい。…①

児童クラブの改修/増築を視察したところ、玄関東側の事務室のサイズが狭く感じられた。今後、他のクラブで同様の改修をされる場合には検討いただきたい。…③

新築倉庫(木造)については、内壁を構造用合板としており、のちの使い勝手を良くしている。新築倉庫(プレハブ造2棟)については、コスト削減で出来合いの軽鉄製のプレハブを採用している。入り口付近はアスファルト道路で泥の跳ね返りは無いが、倉庫床が約20~30cm上がっている。使用上は床面をやや下げておく方が良かったと感じた。…③

建物内の各作業場では塵芥が少なく、日常の清掃が行き届いていることを感じた。

(2) 施工管理、安全管理状況

日報、月次出来高表、その他の資料より、施工管理、工程管理は適切に行われている。

安全管理については、毎日の安全衛生日誌、月例の安全会議、業者側第三者による安全パトロール記録は一層の充実を期待し、新規入場者教育用資料等も適切に実行されている。

建設業許可票、労災保険成立票、施工体制・体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識等の標識は全て道路に面して市民の見やすい位置に適切に掲示していただきたい。…①

現場は無事故無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断する。